

2009年8月1日

マスコミ各位

眞鍋かをりのポスター掲載許可に関して

7月31日付で株式会社オフィスプロペラ側がマスコミ各位に送達した文章について、当社として2点ご説明申し上げます。

(1) 「掲載許可とその写真を入手」とオフィスプロペラ側が主張されていますが、当社はオフィスプロペラ側に対して、ポスターおよびインターネット上での眞鍋かをりの掲載許可は一切しておりません。

(2) 眞鍋かをりの「写真を入手し」に関しては、オフィスプロペラとの通常のイベント業務による写真入手であり、ポスター使用のために写真を貸与したわけではありません。

以上、所属事務所としては、今回の城内みのもる氏の一件に関して、オフィスプロペラ側の、写真無断使用により多大な迷惑をこうむったことを報告させていただきます。

株式会社 アヴィラ 代表取締役 原 徹